

戦争法制を斬る—いつでもどこでも戦争？

—2015. 5. 25 大阪中央法律事務所弁護士 西川 大史

戦争法制の検討状況

- ・1997. 9月 日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）
- ・1998. 5月 周辺事態法
- ・2001. 11月 テロ特措法 自衛隊をインド洋へ派遣
- ・2001. 12月 P K O法改正
- ・2003. 6月 武力攻撃事態法など有事関連3法
- ・2003. 8月 イラク特措法 自衛隊をイラクへ派遣
- ・2004. 6月 有事関連7法
- ・2008. 1月 新テロ特措法 自衛隊をインド洋へ派遣
- ・2009. 6月 海賊対処法（恒久法）自衛隊をソマリア沖へ派遣
- ・2012. 4月 自民党・日本国憲法改正草案
- ・2013. 12月 特定秘密法、国家安全保障会議設置法
- ・2014. 4月 武器輸出3原則の見直し
- ・2014. 7月 集団的自衛権行使容認の閣議決定
- ・2014. 10月 新ガイドラインの改定について中間報告
- ・2015. 2月 政府・与党協議
- ・2015. 3. 20 「安全保障法制整備の具体的な方向性について」
- ・2015. 4. 27 新ガイドラインの改定（日米首脳会談）
- ・2015. 5. 14 安保法制を閣議決定、国会へ提出
- ・2015. 6. 24 通常国会会期末 →延長へ

→第二次安倍内閣が発足後、急速に進む改憲論議、戦争法制。

→戦後70年の議論をわずか短期間で覆す？

2 安倍政権の閣議決定による集団的自衛権行使容認

～憲法9条は、自国の安全防衛を妨げる？

憲法9条で許容される自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき（1981年5月29日の政府答弁書）

→憲法自条は必要最小限度の実力行使まで放棄したわけではないというのが政府見解

～個別的自衛権」と「集団的自衛権」の違いとは？

■ 集団的自衛権— 自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利（1981年5月29日の政府答弁書）

— 個別的自衛権（自国が攻撃を受けた場合に自衛する権利）

■ 集団的自衛権は本当に「自衛権」なのか？

→ 集団で「自」らを「衛」る「権」利？

→ 売られてもいないケンカに参加することと一緒にでは？

～集団的自衛権について、歴代の政府解釈は？

「憲法9条で許容される自衛権の行使は、わが国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまるべきで、集団的自衛権の行使はその範囲を超え許されない」（1981年5月29日の政府答弁書）

「自衛権の発動には、①急迫不正の侵害があること、②これを排除するため他に適当な手段がないこと、③必要最小限の実力行使であることの3要件が必要である」（1954年の国会答弁）

→政府は、集団的自衛権の行使が憲法違反だと立場を明確にしていた！！

～安倍政権による閣議決定とは？

■ 「自衛のための武力の行使」が憲法上許容される場合として・・・（武力行使のための新要件）

① わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、蓮が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合

② これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないとき

③ 必要最小限度の実力行使にとどまる限り許される。

■ 要件が曖昧で、しかもその判断は時の政権にまかされている。

～なぜ閣議決定で解釈変更したのか？なぜ憲法改正しないのか？

■ 憲法改正手続は法律の改正よりも厳格な手続がとられている。

①各議院の総議員の3分の2以上の賛成

②国民投票において過半数の賛成

■ 憲法改正手続に「よらない」ではなく「よれない」

→解釈変更という手段は姑息。憲法改正手続のルール違反。

■ 戦争法案による改憲の先取りを企てる。

～今、集団的自衛権行使の容認について合理的理由はあるのか？

- ・ 国際情勢の変化？我が国を取り巻く安全保障環境の変化？
- ・ アメリカとの同盟維持・強化？積極的平和主義？
- ・ 国際的な平和維持活動に武器使用は欠かせない？

3 閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（2014. 7. 1）の根本は？

- ・ 平和国家としての歩み。



- ・ わが国をとりまく安全保障環境の根本的変容。



・ いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献。



- ・ 切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備＝戦争法制の整備

4 切れ目のない安全保障法制の整備により制定・改定される法律

【新規制定】

国際平和支援法

- ・ いわゆる「海外派兵恒久法」
- ・ これまで海外派兵のたびに特別措置法をつくっていたのをやめて、政府の判断で、いつでもどこでも、米軍や米軍主導の多国籍軍を支援するため、自衛隊を海外派兵するための法案。

【一部改正する法律】

平和安全法制整備法

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

→10本の現行法改定案を「平和安全法制整備法案」という一つの法律により一括改定することを企てる（＝一括法案）

→政府は「80数時間」の審議で衆議院を通過させる方針。

- ・ 各々の法律について審議すべきなのではないか？
- ・ なぜ急ぐのか？「親友」アメリカとの「お約束」？戦後70年？

①自衛隊法

【防衛出動】

武力攻撃事態（自国が直接攻撃された事態）のみならず、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより自国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される

明白な危険がある事態（存立危機事態）を追加。

【在外邦人の保護措置】

外国における緊急事態に際し、生命または身体に危害が加えられる恐れがある邦人の警護、救出その他の保護措置（輸送を含む）の依頼があった場合、首相の承認を得て実施。

【武器使用】

- ・ 自衛官、保護対象邦人、その他の保護対象者の防護または職務を妨害する行為の排除のため、やむを得ない必要があると認める相当の理由があるときは、合理的に必要と判断される限度で武器使用できる。
 - ・ 自衛官は、自衛隊と連携して自国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場を除く）に従事している米軍等の部隊の武器等を警護するに当たり武器を使用できる
- 武器使用が可能となる範囲が極めて拡大！！

②国際平和協力法（PKO協力法）

【対象活動の追加】

国際連携平和安全活動（国連安保理決議に基づいているものの、国連が主導していない活動）への参加も可能。

【協力業務の追加】

- ・ 住民、被災民に対する危害の防止および抑止その他特定区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問および警護（安全確保業務）。
- ・ 活動を統括または調整する組織における企画立案、調整、情報の収集整理（司令部業務）
- ・ 活動関係者に対する不測の侵害または危難が生じ、または生じる恐れがある場合に、緊急の要請に応じて行う保護（駆け付け警護）。

PKOとしての協力業務の範囲が極めて拡大！！

【任務遂行のための武器使用】

- ・自衛官は外国部隊員と共に宿営する宿営地が攻撃されたとき。
- ・安全確保業務に際し、業務を妨害する行為を排除するため。
- ・駆け付け警護に際し、自己と活動関係者を防護するため。

③周辺事態法→重要影響事態安全確保法に変更

【後方支援が可能な事態】

そのまま放置すれば自国に対する直接の武力攻撃に至る恐れのある事態等わが国の平和および安全に重要な影響を与える事態(重要影響事態)。

→「後方支援」＝武力行使では？

→「周辺事態」＝自国周辺の地域という地理的制約を撤廃。

【活動地域】

現に戦闘行為が行われている現場以外。

→これまでの活動可能地域であった「非戦闘地域」(＝現段階では弾は飛び交っていないが、いつ戦闘になるかわからない地域)という制約を撤廃。

→活動地域がほぼ無限定に拡大！！

【武器使用】

- ・職務に伴い自己の管理下に入った者を防護するため。
- ・米軍等と共に宿営する外国宿営地が攻撃された場合。

【支援対象国】

、アメリカ以外にも拡大。

④船舶検査活動法

- ・重要影響事態、国際平和共同対処事態にも対応。
- ・職務に伴い自己の管理下に入った者を防護するため武器を使用できる。

⑤武力攻撃事態対処法

→武力攻撃・存立危機事態法に変更

- ・存立危機事態への対処のための態勢を整備する＝集団的自衛権行使。
- ・国会の事前承認を原則とする。←事前承認は歯止め？特定秘密保護法との関係で無意味？

⑥米軍行動関連措置法

→米軍等行動関連措置法に変更

存立危機事態新設に対応。

⑦特定公共施設利用法

存立危機事態新設に対応。

米軍以外の外国軍隊も対象に追加

⑧海上輸送規制法

存立危機事態新設に対応。

⑨捕虜取扱い法

存立危機事態新設に対応。

⑩国家安全保障会議設置法

審議事項に、①存立危機事態②重要影響事態③国際平和共同対処事態 への対処を追加。

5 「切れ目のない」安保体制とは？

～「有事」と「平時」の「切れ目」をなくす？

■ 有事（＝「武力攻撃事態」）に「存立危機事態」を追加。

→集団的自衛権の追加により「有事」の対応を強化する。

■ グレーゾーン事態の追加。警察権だけでは対応しきれないおそれのある事態にも迅速な対応を可能とする。

⇒「平時」「グレーゾーン」「有事」の一体化により、どのような事態にも「切れ目」なく軍事的に対応する。

～地理的な「切れ目」をなくす

■ 世界中での「後方支援」を可能にする。

■ 現に戦闘が行われている 現場以外での「後方支援」が可能となる。

⇒どこでも「切れ目」なく軍事的対応が可能となる。

～自衛隊の活動の「切れ目」をなくす？

■ 国連以外の活動にも参加可能になる。

■ テロ特措法などの制定なく、いつでも常時派遣が可能となる。

■ 自衛隊の武器使用基準が緩和される。

⇒自衛隊の権限を拡大し、いつでも、どのような軍事的活動も「切れ目」なく可能となる。

～「切れ目」が大事！！「切れ目」をなくす＝戦争をいつでも、どこでも、どんなことでも！！

■ 憲法は「切れ目」を明確にしている。

→集団的自衛権を認めていない。「武力の行使」と「戦力の保持」を禁止。

■ 「切れ目」こそが、平和の第一歩。

→戦後70年、戦争で殺し殺されることがなかったのはなぜか？

→日本国憲法による「切れ目」により、戦争をしなかった、参加しなかった、攻撃されなかったことの意味を再認識しなければならない。

6 戦争法案を廃案に追い込むために

・ 国会における「数」の労ではなく、国民世論の「数」の力。

→朝日新聞世論調査(2015. 5. 19) 今国会で成立させる必要はない「60%」

・ 大阪都構想「否決」運動に学ぶ。

→党派を超えて、平和を願う国民との共同と連帯。

→「外国」や日本の「国家」の問題ではない。自衛隊員だけの問題でもない。国民一人ひとりの「平和」「権利」「暮らし」の問題である。

・ 今こそ憲法9条の精神を広めよう11

「攻められることはない、絶対安全が論証できないことを国是として、それほどの決心を求めたのが9条」（憲法学者 樋口陽一氏2014. 9. 18赤旗）

日本国憲法第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。